

## 1. 『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』について

- 令和2年10月30日に策定・公表された、自然災害債務整理ガイドラインの特則は、住宅を手放すことなく債務整理を行うことができるなど、コロナ禍における個人・個人事業主の生活や事業の再建に資するもの。
- 本特則の適用が開始される同年12月1日に向け、必要な体制を整備いただくとともに、リーフレットの店頭掲示や顧客への丁寧な説明等にも努めていただきたい。
- 本特則を運用するに際し、①自由財産の拡張については、可能な限り柔軟な対応に努めていただき、②債務整理の対象債務についても硬直的な運用とならないよう、債務者の生活の再建のための柔軟な支援に努めていただきたい。

## 2. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みについて

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を狙ったサイバー攻撃の報道があるところ、大会関係機関のみならず、金融機関もサイバー攻撃のターゲットとなる可能性もあり、サイバー攻撃の脅威は、ますます高まっている。
- 以下の3点の事項に留意し、サイバーセキュリティ対策の強化に取り組んでいただきたい。
  - ・ まず、経営陣のリーダーシップ。経営陣の認識は社員にも伝播するものであるため、経営陣が、セキュリティの重要性を頭で理解するだけでなく、社員にしっかり発信し、セキュリティの重視の社風・思想を醸成していくことが重要。
  - ・ 次に、様々な新事業を開始する場合には、企画・設計の段階からセキュリティを確保する「セキュリティバイデザイン」が大切。
  - ・ 更に、セキュリティに関する報告は、技術的なことも多いため問題が起きてからではなく、普段からセキュリティ担当者との直接コミュニケーションを取るなど、経営陣自身のリテラシーを上げて、自社のセキュリティ上のリス

クを予め把握することも重要。

### 3. 金融技術革新に関する国際動向について

- 令和2年10月にG7財務大臣・中央銀行総裁会議、G20財務大臣・中央銀行総裁会議といった金融関係の主要な国際的な会議が開催され、FSB（金融安定理事會）からは複数のレポートがG20に報告・公表された。
- 今回は、グローバルステーブルコインやクロスボーダー決済改善、サイバー事象への対応など、金融技術革新に関する文書を多く出されている。多くの作業はコロナ禍前から開始されていたものであるが、コロナ禍においてさらに重要性が高まったり、動きが加速化したりしている。
- このうち、G7の附属文書ではランサムウェアについて言及されたが、G7の文書としては異例ながら、各国当局ではなく業界に対して直接働きかける文言となっている点からも警戒度合いの高さがうかがえるものとなっている。
- ランサムウェアへの対処としては、①「(自らが)被害を受けない」、②「(たとえ被害を受けても)身代金を支払わない」、③「(被害を受けずとも)身代金の支払いに利用されない」という三点が考えられるところ、本附属文書では、特に③「身代金の支払いに“利用されてはならない”」という点を強調している。
- 国内の他セクターや海外の金融セクターの一部では、最近大きな感染被害が相次いで報告されている。その手口も、データを復旧するための身代金要求に加えて、暗号化する前にデータを窃取しておき、支払わなければデータを公開すると二重に脅迫するなど巧妙化・凶悪化しており、身代金相場も高騰していると指摘される。
- 海外ではランサムウェアの身代金がテロ資金などに悪用される可能性もあることから足元で非常に緊張が高まっている。サイバー空間に国境はなく、皆様におかれても、改めて気を引き締めていただければ幸い。
- 今後もこうした意見交換会の場などを利用して、金融技術革新に限らず、金融規制に関する国際的な議論の動向を広くご紹介させていただく。金融機関の

皆様の業務のご参考としていただければありがたい。

#### 4. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 平成30年2月に策定し、平成31年4月に改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について、改訂することを予定している。
- これまでのモニタリング結果を踏まえ、当庁の考え方が十分に伝わっていないと思われる点等について、改訂によって明確化することで、態勢の高度化をさらに進めていただきたいと考えている。
- 今後、当庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを予定している。金融機関の皆様にとってわかりやすく使いやすいものにしていきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきたい。

#### 5. 預貯金口座へのマイナンバー付番のあり方について

- 預貯金付番の実効性を確保するための方策について、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」で、次期通常国会における法改正に向けて、議論が進められている。
- 法律案の検討・実施に向けて、ご協力をお願いしたい。

#### 6. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に係る協力依頼について

- マイナンバーカードについては、政府として、普及拡大に向け、改めて取り組みを進めているところ。
- マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待される。また、従業員にとっても、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカード。

- マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に向けて、依頼文書を発出する予定なので、ご協力をお願いしたい。

## 7. デジタル化の推進について

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 今般、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、金融庁所管法令・監督指針等において押印等を求める記載を削除するための市中協議を令和2年10月27日より開始した。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、令和3年6月末までに見直す方針である。

(登記事項証明書の添付省略について)

- 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」や「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、法務省の登記情報システムが改修され、令和2年10月26日より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。
- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、金融庁としても、同日より、その添付省略の取扱いを開始している。

## 8. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の各金融機関への導入状況について、令和2年6月にアンケート調査を実施し、その結果を同年10月23日に公表。アンケート調査の結果、全体では個人預金残高ベースの割合でKPIを上回る約56%が導入済となっており、導入に向けた取組みが進んでいると認識。

- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の組合におかれても、高齢者等のニーズに適確に対応した金融サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。

#### 9. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 障がい者等の利便性向上に向けた金融機関の取組状況について、令和2年6月にアンケート調査を実施し、その結果を同年11月6日に公表。
- 聴覚障がい者向けのATMトラブル時の対応窓口への連絡を可能とする電話以外の措置及び見やすい箇所への表示や、電話リレーサービスの活用など、アンケート結果を参考に障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

#### 10. オープンAPIの更なる推進について

- 電子決済等代行業者（以下、「電代業者」という。）との契約締結については、令和2年9月末が期限となっていたところ、各金融機関の御尽力により、利用者に大きな不便をかけることなく迎えることができたものと認識している。
- 9月末時点の接続契約の状況を調査させていただいたところ、API接続への移行を前提とした暫定的なスクレイピング契約も一定数見受けられ、その期間は同年10月末とするものから2年程度とするものまで相当な幅があった。いずれにせよ、その暫定契約の期間中に接続料金等について継続協議し、契約期間終了後にAPI接続へ移行すると承知している。
- 一方で、電子決済等代行業に係る銀行法改正（平成29年6月2日公布）については、スクレイピングのために電代業者が預金者の銀行口座に係るID・パスワードといった認証情報を保有する場合の漏えいリスク等も踏まえ行われたものであり、監督指針においても、電代業者については特にシステムリスク管理態勢を中心としたモニタリングを実施することとしている。

- したがって、暫定スクレイピングの契約期間にかかわらず、可能な限り早急に API 接続に移行することが望ましいと考えており、前倒しが可能な継続協議事項については積極的に電代業者と調整を進めるなど、各金融機関においては引き続き御尽力願いたい。なお、API 接続に移行されるまでの間であっても電代業者において適切に認証情報の管理が行われる必要があることから、金融機関においても電代業者との契約内容等を確認するなど、その管理体制についてご留意いただきたい。
- また、暫定的なスクレイピング契約以外の契約において、パスワード等を保有する電代業者については、事務代行のような業務として一定程度存在すると認識しているが、このようなサービスが預金者にとってリスクがあるものでないかどうかについて、契約内容等を改めて確認いただきたい。

#### 11. LIBOR 利用状況にかかるアンケート調査、及び ISDA プロトコルへの早期批准について

- LIBOR については、令和 2 年 10 月に「LIBOR 利用状況にかかるアンケート調査」を実施した。LIBOR からの移行に向けた対応状況を確認するため、更に詳細な利用状況調査、モニタリングを通じた確認を実施する場合がありますので、ご承知おき願いたい。
- LIBOR 参照取引の中でも、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）準拠のデリバティブについては、ISDA プロトコル（※）が令和 2 年 10 月 23 日に公表された。今後、市場関係者による批准プロセスに入り、翌年 1 月 25 日に発効予定。  
※ ISDA プロトコル：契約当事者間での相対交渉によらずに既存契約にフォールバック条項を適用するための付随契約
- ISDA プロトコルへの批准によるフォールバック条項の広範な利用が望ましい。FSB も、「プロトコルの広範かつ早期の批准を強く推奨する。」旨、声明を公表している。
- なお ISDA プロトコルへの批准は、あくまでもフォールバック条項の適用で

あり、LIBOR 公表停止問題への基本的な対応としては、代替金利指標への早期の「移行」が重要である。

(以 上)